

Title	東大寺領水無瀬荘と荘民
Sub Title	Todaiji land-holdings : Minase feudal manor and tenants
Author	富沢, 清人(Tomisawa, Kiyoto)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.1/2 (1975. 12) ,p.65- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19751200-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東大寺領水無瀬莊と莊民

富 沢 清 人

はじめに

最近の中世莊園の個別研究は、量的には尨大なものになっており、それらを総括して新たな莊園制論を構築する試みがなされるべき状況に至っていると思われる。

このような研究状況の下で、なおここで、東大寺領撰津国水無瀬莊を個別的にとりあげるねらいは、次の二つのことにある。

(1) 数多い東大寺領莊園の個別研究の中でも、水無瀬莊を独自にとりあげたものは、これまで殆どなかったときさえ言える。それはなによりも、東大寺領の他の諸莊園に比べれば、必ずしも残存史料が豊富であるとはいえないことによるものと思われる。残存する史料の偏りが、研究対象とし

てとりあげられる莊園に偏りをもたらすのを当然としても、史料に恵まれた特定莊園の研究から一般化するという方法は、豊かな莊園制論の構築をめざして、克服していかねばならないだろう。

そこで本稿では、水無瀬莊関係史料の残存（保存）のさ^られ方自体に、歴史的所産として、できるだけ注意を払いたい。そのために、いくつかの「文書目録」をとりあげ、それによって史料残存の意味を考え、残存史料の欠如を補いたい。つまり「文書目録」を莊園研究の史料としてとりあげようという試みが、第一のねらいである。

(2) 残存する水無瀬莊関係史料は、十一・十二世紀に集中している。一方、この時期は、莊園体制の成立期として、近年広く共通認識が得られてきている時期でもある。この

ことから、残存する史料自体が、荘園体制の成立となんらかのかわりがあるものと考えられる。つめて言えば、残存する(保存された)文書群が、荘園体制の成立過程をなんらかの意味で表現しているのではないかということである。

この文書群が、どのような意味で荘園体制が確立している道すじを示し、また、この文書群が保存されたことは、どのような意味で荘園体制確立の所産なのかを考えること、それが第二のねらいである。

以上のように問題を限定することによって、当然捨象せざるをえない問題を多々生み出すことになるが、それは課題として註記して、他日を期すことにしたい。⁽²⁾

I 水無瀬荘関係史料について

水無瀬荘について、各時期の関係史料の所在を具体的に窺えるのは、次の五通の文書目録によってである。⁽³⁾

(1)大治五(一一三〇)年三月十三日 東大寺諸荘文書并

絵図等目録⁽⁴⁾(目録A)

(2)長承二(一一三三)年六月二十七日 撰津国水無瀬荘文書目録⁽⁵⁾(目録B)

(3)欠年 東大寺領撰津国荘園文書目録⁽⁶⁾(目録C)

(4)嘉応元(一一六九)年十月二十六日 撰津国水無瀬荘文書目録⁽⁷⁾(目録D)

(5)安元元(一一七五)年八月七日 東大寺領荘園文書目録⁽⁸⁾(目録E)

これらの目録相互を対照し、更にそれらと現存文書とを対照したのが「表I」である。⁽⁹⁾

先ずこれらの目録作成の事情と、目録の性格を検討しておきたい。

目録Aは、末尾に「右、見在文書并絵図等目録如件」とあり、三綱等の署名がある。この三綱は別当定海の率いる政所を構成しており、権律師定海は大治四(一一二九)年五月二十一日の官符で別当に就任しているから、定海政所が、寺務引き継ぎのあと、「見在」する文書を確認するため、作成したものと考えられる。この目録は、十五紙よりなっており、紙継目ごとに、寺主威儀師隆意の裏花押があ

る。本目録は仁平三（一一五三）年の目録に「一卷十五枚
大治五年諸国庄々絵図等所司注文目六」とあるのにあたり、同目録に見える「一卷四枚 大治五年可尋文書目録」
「一卷三枚 大治五年文書積次第」などは、いずれも定海
政所の「見在」確認の作業にかかわるものであったと思わ
れる。

なお、東大寺文書四ノ八五に収められた断簡は、本目録
の土代と思われる。そこに見える訂正指示の書き込みが、
正文である本目録で訂正されていることからみれば間違
いであろう。但し、両者には、若干の出入りや記載順序
の違い等がある。しかし水無瀬荘についての部分にはそれ
らの問題がないので、ここでは特に触れたい。

目録Bは、事書に「東大寺御領水無瀬庄田堵等散所雑色、
寺役勤仕証文并寺領四至内畠、欲式部大輔押領証文事」と
あり、端裏に「預大判事文書注文」、袖に「為沙汰預置大判
事庄預所明兼之許了」という追記がある。このことから、
何んらかの「沙汰」（ここでは訴訟であろう）のために必要
な「証文」を、当時庄預所であった大判事中原明兼に預け

るに際して控えられたものであることがわかる。「沙汰」そ
のものについては後に考える。

目録Cは、後欠のため日付不明であるが、以下のことか
ら、保元二（一一五七）年八月頃の作成になるもので、保
元の荘園整理令を受けて、記録所に「証文」として提出し
た文書の控と考えられる。

保元二年、別当寛暁の率いる政所は、印藏より荘園文書
を召し上げて京進している。この時、「依政所召令進京御目
録寺家留之」とあるように、提出文書の控が作成されてい
る。端裏書から、猪名・長洲・新羅江荘のものと共に「東
大寺撰津国庄園文書」として、一括して、保元二年八月
日に提出されていることがわかる。平治元（一一五九）年
八月九日に「返取」り、一通ずつ確認され、本目録にそれ
ぞれ合点が付されて、九月九日、上座覚仁によって再び印
藏に納められている。

端裏書の「水無瀬庄十通」が、合点の付された二巻と八
通の合計であるとすれば、水無瀬荘については後欠によっ
て影響を受けず、本目録の記載が、提出文書のすべてであ

るとみなしえよう。また、現存する水無瀬莊関係史料のうち、端裏書に「東大寺」とみえるのは、「水成瀬 職下文 長和五 東大寺」(史3)と「寺家所進文地請文 東大寺」(史35)の二通である。「東大寺」の記載は、寺外に対してこれらの文書の帰属を示すものであるうし、この二通はいずれも「一通」として本目録にみえることから、この時に寺外II記録所に持ち出されたもので、この時初めて、端裏書が加えられたものと考えられる。

目録Dは、「水成瀬庄文書可令撰進給有沙汰事出来候也、可送進」という要請に従って上座覚仁が「撰進」した際に作成されたものである。短期間の「沙汰」であったとみえ、三カ月程で、再び印蔵に納められている。この「沙汰」がどのようなものは、明らかにならないが、特に「正文」が召されている点注目される。

目録Eは、末尾に「件文書等、前別当白河法印御時漸漸召上、未被返納之間、俄以入滅、相具聖教等被召納蓮華王院畢、是依為寺家大事、当御任殊令経院奏、為右少弁奉行、所被撰下也」とある。これらの文書は、別当白河法印顕恵

の時、召し上げられ、返納されぬうちに、顕恵は、承安五(一一七五)年二月二十三日急逝した⁽¹⁶⁾。この時、後白河院に縁が深いこともあってか、私物と一諸に蓮華王院に納められてしまったので、当任別当敏覚が未返納目録を院奏して返納してもらったものの目録であることがわかる。承安五年三月四日、別当に就任した法印敏覚は、直ちに「前別当御房御時被召寺家文書、可令注申」きことを命じた⁽¹⁸⁾。五月には、「印蔵出入之記」に基づいて、「白川御任被召文書注文」が作成されている⁽¹⁹⁾。召し上げの事情や、日付はまちまちであるが、例えば、本目録中の「一寺家要録一卷第六卷」は、所謂『東大寺要録』のことであり、特に第六卷は「封戸水田章第八」「末寺章第九」からなっていたように、「皆是寺領証文也」というべきものであった。

次に、これらの目録から、水無瀬莊関係史料の保存のされ方をみてみよう。

一連の文書の中で最も早く、(目録A)段階で既に成巻されていたと思われる(史4-11)の国司免判のうち一通だけが、天永二(一一一一)年に出納されており、(目録A)⁽²⁰⁾

作成以前には、文書は一通ずつばらばらの状態であったことが窺われる。この状態は(目録B)でも窺え、久安三(一

一四七)年に「水無瀬文書一束員六十通」として出納が行なわれた時まで続いていたのではないかと思われる。しか

し仁平三(一一五三)年六月廿四日に持ち出され、保元二

(一一五七)年五月廿九日に返納された「水無瀬庄 公驗

一束」⁽²²⁾「一束五結 摂津国水成瀬庄」⁽²³⁾は、まだ「束」の状

態ではあっても「公驗」としてまとめられている。(目録C)

でも「一卷」として扱われるものは(史4~11)と(史17)

のみであったが、保元以降、二つの文書群にまとめあげら

れていく。承安二(一一七二)年の「印蔵出入之記」では

(イ)「一結九通」と(ロ)「一結十一通并絵図雑文書等」と区別

して記載され、(目録E)では、(イ)すべて「一卷」として扱

われる。「一結九卷」と(ロ)「一結雑々廿八通」とに書きわけ

られている。強いて言えば、(イ)は(目録D)とも一致し、基

本的証文ともいふべきものであり、(ロ)は「雑書」とも言わ

れ、⁽²⁵⁾作成時期も新しいものが多いように、(イ)の基本的証文

を補う性格のものと考えられる。しかし両文書群は有機的

に補いあいながら、全体として「寺領証文」を構成したものとと思われる。

以上のことをふまえて「表I」から次のことを確認して

おきたい。即ち、今日に伝えられた文書は、いずれも(目

録E)に現われていることから、保元の荘園整理を経たあ

とで、特に「寺領証文」として扱われたものであるとい

ことである。保元新制が荘園体制確立の契機であったこと

を考えあわせるなら、保元以後、寺領証文に撰ばれ、保存

されてきた文書群は、保元以降の荘園体制下でなお、東大

寺にとって水無瀬荘領有の根拠たりうるものでなければな

らない。ここでは各時期にその時々個別的な事情に基づ

いて作成された文書は、すでにその個性が捨象されて、

保元以降の寺領証文として一般的な意味を持たされてい

る。つまり、(目録E)に示されるものは、文書が作成され

た時々の個別具体的な事情が抽象化されて、保元以降の荘

園領有の論理と法的根拠をなしているといえるのである。

(目録E)の文書群が、いくつかの時期に集中して現われ

るのは、そのような恣意性が加わった結果として受け止め

〔表I〕 水無瀬莊関係史料

史料 番号	年月日	目録 A	目録 B	目録 C	目録 D	目録 E	現存文書の所在
1	勝宝 8・10・21		京職大夫注進絵図 (一楨)				東南院文書
2	同 8・12・16	絵図(一卷一枚)				繪図 正文(一卷二枚)	
3	長和 5・7・20	左京職判行 少進判		職下文 (一通一枚)	職下文 長和□年 (一通一枚)	長和五年職下文 正文(一卷一枚)	四ノ三七 (四七七)
4	同 5・11・18	国司免判					
5	寛仁 2・12・9	国司免判					
6	治安 2・10・2	国司免判 載四至					
7	万寿 2・1・26	国司免判		長和以後代代寺牒国 判(一卷廿九枚十五 通)	寺牒国判長和□後 (一卷廿九枚十六通)	長和以後寺牒国判 正文(一卷卅一枚 十五通)	
8	同 3・2・10	左京職判行 大夫判					
9	長元 2・②・13	国司免判	国司免判 在四至(一通)		国判 長□年 (一通二枚)		四ノ三七 (五一五)
10	同 6・11・15	国司免判					
11	長曆 1・6・18	国司免判					
12	長久 1・11・28	宣旨案文		案造内裏役免除 之由(一通一 枚)		長久年中造内裏役免 除宣旨等案文 (一卷三枚)	
13	同 2・			□久二年国 (一通一枚)		国判案文 (一卷一枚)	
14	同 5・8・26	宣旨案文		宣旨案撰津国寺領庄 之由(一通一 枚)			

44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
同 2・	長承 2・6・27		天承 1・7・4	同 4・9・16	大治 1・6・26	元永年間	同 3・3・18	康和 2・	寛治 5・4・5	同 2・11・14	同 2・11・14	同 2・11・13	同 2・	同 2・2・9	康平 2・10・17
							皇券三通請文 僧在判可尋之		隨身近友請文						
			散所雜色寺役勤仕 請文(一通)	散所雜色寺役勤仕 請文(一通)	散所雜色寺役勤仕 請文(一通)	寺役勤仕返抄 (一卷)									
大判事明兼請文 (一通一枚)									領主左近將曹近友請 文(一通一枚)						
大判事明兼文書請取 請文(一卷一枚)	預大判事文書注文 (一通)	住人条々申文 散所雜色有国状也 (一通三枚)	庄民可勤仕寺役請文 四ノ七一(二二〇 案)	庄民可勤仕寺役請文 四ノ七一(二〇七九 案)	庄民可勤仕寺役請文 四ノ七一(二〇七九 案)	皇沙汰文書請文 (一通半紙)	官物散用注文 (一通)		將曹近友田請文 正文(一卷一枚)	重元馬進送文 (一通一枚)	絹送文(一通)		庄民進未勘文 (一通一枚)	庄司安吉申状 (一通)	天喜年中四ヶ年進未 勘文(一通一枚)
	(目錄 B)								四ノ三七(九四二)	四ノ三七(九四二)	四ノ八四(九四三)	四ノ三七(九四一)		四ノ三七 (四六二二)	四ノ三七(九三六)

るべきであろう。(目録E)以降、「水無瀬荘」は「文書出納日記」に多く見られるが、そこで出納されている文書はすべてこの目録に載せられているもので、特に新たに付け加えられ、意識的に保存されてはいないようである。このことは、概して言えば、保元以降(目録C)から(目録E)に至る時期の文書の「撰出」によって、以降の基本的な寺領証文が成立したことを物語っているといえよう。論証は省くが、水無瀬荘関係文書の端裏書は殆ど、(目録C)から(目録E)の間に書かれていると考えられることも、このことを裏付けよう。保元以降も文書は日常的に作成され続けたはずであるが、それらは個別的・一時的効力しかなく、確立された荘園体制下では、東大寺にとって(目録E)に示されたものが寺領証文として必要かつ十分なものであったと思われる⁽²⁷⁾。

II 田 堵

康平二年、水無瀬荘について、東大寺政所によって、次のような進未勘文が作成された(史29)。

(端裏)
「水成瀬御庄未進勘文」

注進

東大寺所領水成瀬御庄天喜三四五六并四箇年進未勘文
事

合拾肆斛式斗陸升伍合

天喜三年依無合文未勘

同四年未進二石七斗六升之中、二石四斗海印寺別当沙汰、三斗六升庄未進

同五年六石九斗五升五合

康平元年四石五斗五升

右依年々結解進未勘之、早庄宜承知、搜未進作人可令徵進之状如件

康平二年十月十七日

勘申都維那(花押)

右のように、天喜三年分は、確認するべき記録がなくてこの時には勘定に入れることが出来なかったために、三年間分の未進一四石二斗六升五合という勘文が作成されたのである。ここに示された累積未進は、この時期における東

大寺の水無瀬莊經營のあり方と「作人」の動向との日常的な矛盾を集約的に表現しているといえる。当莊における未進が、根深い問題を孕んでいることは、寛徳二（一〇四五）年に既に我々は伺うことが出来る。水無瀬莊司丹後掾藤井安吉の「愁状」により、関白左大臣（頼通）家政所から次の二カ条の下文が「水無瀬郷刀禰住人等」に下された（史16）。

〔端裏書〕
「殿下政所下文案 東大寺領水成瀬庄内不可有地領由」

關白左大臣家政所下 攝津國嶋上郡水成瀬郷刀禰住人等

仰下 雜事二箇條

一可停止東大寺領水成瀬庄領畠肆箇處、前庄司秦重時等造新券文、沽却不知名行願寺別當并山崎住人等、如舊

任四至爲庄領事

右彼庄司丹後掾藤井安吉愁狀云、件畠年來作人僧法道

尾張爲道・秦重時・物部常延・同近頼等六人之中、至于重時者、本自爲舊庄司、乍存條里四至并繪圖等、同心合力、俄造新券文沽却件輩、甚以左道也、加之案庄

東大寺領水無瀬莊と莊民

内四至、南限善法寺領、東限大路、北限河、西限山也、眞僞之至已以揭焉、就中年來地子、無有究進、未濟多數、早被停止件謀計、欲被放避作手、爰重案由緒、件庄繪圖并四至之内、何有私人之領乎、爲愁之甚莫過於斯者、所仰如件、在地刀禰住人等宜承知之、召問重時等、與使者共相定眞僞、事在實者、如舊爲庄領矣、

一可早辨進同庄田去今兩年地子物等事

右同庄司安吉愁狀云、件輩爲田堵、年來耕作庄田、不辨濟地子物、或稱八幡宮寄人、或號 殿下散所雜色、鎮致遁避者、同欲被令究濟地子物、勿令致遁避故下、以前雜事、所仰如件、在地宜承知之、與使者共相定、依件行之、不可違失、故下、

寛徳二年五月十八日

（署名略）

第一条は、庄畠の「年来作人」等が、「年来地子、無有究進、未濟多數」の上、更に「同心合力」して新券文を立てて、山城行願寺（皮堂）別當や山崎住人に沽却したとい

（七五）

七五

う訴えに対してである。

第二条は、同じ輩が、田堵として「年来、庄田を耕作」しながら、石清水八幡宮の寄人であるとか、摂関家の山崎散所の雑色であるとか称して、地子物をこの兩年弁済してないという訴えに対して下されたものである。

この著名な下文は、様々な意味で重要なものであるが、ここではさしあたり以下の諸点を確認するにとどめたい。

第一に、この下文の宛所が「水無瀬郷刀禰住人等」となっていることから見て、庄島作人でありかつ庄田田堵である僧法道・尾張為道・秦重時・物部常延・物部近頼等は、「郷刀禰住人等」そのものであるか、あるいは「郷刀禰住人等」から何らかの規制を受けている人々であると考えられる。他方、彼らは八幡宮寄人・殿下散所雑色として組織されているらしく、既に在地の秩序や規制を超え始めている存在である。⁽²⁸⁾

第二に、東大寺は水無瀬荘経営において、独自の耕作者の規制ができていないということである。関白左大臣家からこのような下文を引き出しているのは、明らかに、殿下

散所雑色等の本所の威を仮りようとしたものである。他方、八幡宮寄人を称する人々に対しては、石清水八幡宮に同様の下文を求めざるをえなかったであろうことは、容易に推測できる。⁽²⁹⁾

第三に、同じことであるが、独自の荘官組織が確立されていないということである。現地で直接に荘経営に当たっているのは、庄司・庄預・専当等である。それらには、現地の人々が登用されているということのみならず、流動的であり、便宜的でさえある。庄島売却・地子物未進の中心人物秦重時は、「前庄司」であり、現地の事情に通じていた。又、庄預・専当等の作成した結解には「傍田堵等」が証判を加えねばならなかった(史³²)。

東大寺はこの時期には、既に解体しはじめている「郷刀禰住人等」秩序と、その解体の表現である神人・寄人組織に依存しながら荘経営を行なっている。

第四に、第三に述べたことの結果として、東大寺は、庄田島の請作者の実態が多様であるにも拘らず、彼らを一律に、「田堵」「作人」として、フラットな関係でしか捉えき

れていないということである。

彼らの中には、散所雑色や神人だけではなく、末寺山城海印寺別当（史29）や左近衛将曹（史35）のような存在すら含まれている。⁽³⁰⁾このことは、請作者にとって、身分的には「相対的に自由な環境」にあることを示していよう。⁽³¹⁾

このように、寛徳二（一〇四五）年に示された水無瀬荘の状況は、当荘成立以来の歴史の所産であると考えるべきだろう。⁽³²⁾

天平勝宝八（七五六）年の荘絵図（史2）は、成立期の様相を示していると思われる。⁽³³⁾この絵図から、当初荘の中心部は畠であり、その周辺の山ぞいに、二町余の谷田が散在していたことがわかる。又、北を流れる水無瀬川から分岐した水路が、畠の中心を貫いて描かれており、この水路が、畠地を田地化していくためのものであることが窺える。以降、長徳四（九九八）年頃には既に「庄田八町七段七十八歩」と見え、寛徳年間には「本田十町」（史21）、建保二（一二一三）年には「田十二町八段百六十歩 畠三町余」と記されている。このことから、長徳年間までに、開田可能な

東大寺領水無瀬荘と荘民

部分のうちかなりの部分が開かれ、平安末期には、景観が、大きく変っていたであろうと思われる。

絵図には、中央に屋三字・倉一字が記され、荘域の外と思われる周辺部に「里」「家」の記載もみえるが、人々の居住形態は窺えず、以降の荘請作人の性格から、もっぱら、周辺の人々の寄作に依存していたものと思われる。⁽³⁶⁾

荘域は、（史11）（史16）から、東限は、淀川沿いに走る西国街道、西限は、石清水八幡宮領の西山を含む山々、⁽³⁷⁾南限は、石清水八幡宮寺の末寺となる善法寺領水無瀬荘、⁽³⁸⁾北限は、水無瀬川であったことがわかる。荘周辺に、摂関家の山崎散所や、石清水八幡宮領が存在し、平安期の交通の大動脈である淀川・西海道に接していることが、水無瀬荘の寄作人等の性格に大きな影響をもったことは疑いない。⁽³⁹⁾また、山城行願寺や山崎住人とのかわりには、水無瀬荘田堵等の社会的な性格を示唆しているのではあるまいか。

先の（史16）は、このような荘成立以来の歴史と荘を取りまく環境を凝縮した形で示しているといえる。作人田堵等は畠地について「作手」を成立せしめており、のち

に、東大寺も、「畠領主」(史49)と認識せざるをえない厳然たる権利を獲得しつつあった。このことが、彼らの寄人化という、一面では主体性をもった動向を、根底で支えていたと考えられる。又、庄畠売却を行なった「作人」等が、「同心合力」できる根拠は、それぞれが「作手」の所持者であったことである。新たな共通の利害関係を土台に、「作人」等の新しい結びつきが形成されつつあることを「同心合力」は示している。しかし、「庄畠」売却に際して、「新券文」を立てねばならなかったことに示されるように、「作手」は、東大寺との関係でのみ成立しているものであって、その地位と権利は、東大寺との関係でのみ意味をもつにすぎない。十一世紀中葉以降、次第に強められてくる国衙・荘園領主の支配⁽⁴⁰⁾に対して、獲得した権利は、公的に保証される必要がある、形成されつつある「田堵等」の結びつきは、固定化あるいは秩序化されねばならない。⁽⁴¹⁾

Ⅲ 寺家所勤

a 東大寺政所

康平二年の進未勘文が、記録がなくて勤することのできない天喜三年分を含めて、特に、四力年を限っているのは、東大寺六十七代別当権大僧都覚源の任期に係るものと思われる。覚源は、東寺長者のまま、天喜三(一〇五五)年八月二十七日官符で、東大寺別当に就任し、康平二(一〇五九)年十二月二十四日、これを辞している。⁽⁴²⁾ 彼が、別当の任にあった天喜・康平年間、東大寺寺院経済の大きな転換期であった。⁽⁴³⁾ この時期に、彼の率る政所は、摂津国猪名荘では、田堵の未進に対し、作稻点定をもって臨もうとしており、⁽⁴⁴⁾ 美濃国茜部荘では、荘領の一円不輸不入化に成功し、⁽⁴⁵⁾ 同国大井荘では、天喜の収公事件を契機に、「住人」の組織化を進めた。⁽⁴⁶⁾ 伊賀国黒田荘では所謂「天喜事件」に結着をつけて、「本荘」を成立せしめ、⁽⁴⁷⁾ 遠く越後国石井荘に対しては、「追却」権を發動させて、未進物の徴納に当たっている。⁽⁴⁸⁾ そして、大和国清澄荘においては、薬師寺との争論に、一応の結着をつけ、⁽⁴⁹⁾ その業績を『東大寺別当次第』は、覚源の項に、特に「停止清澄御庄四至内他領、皆悉成寺領了」と記し、のちまで記憶されている。

このような一連の莊園政策の一環として、水無瀬莊への対応も考えねばなるまい。

時代の落し子とはいえ、覚源政所は、東大寺領諸莊園のそれぞれの歴史に、また、東大寺自身の莊園経営において、一つの画期を築いたといえる。「東大寺政所下文」は、覚源の時のものが、最も保存率が高い。そのことは、文書保存の偶然性を考慮しても、覚源政所の業績が、以降どのように評価されていたかを示しているといえよう。

しかしながら、莊園経営ということについて、特定の別当個人の役割を強調しようとは思わない。なぜなら、別当個人は、莊園経営については、無能としかいえないことを、この時代の人々が、すでに見抜いてさえいるのだからである。例えば、天喜元（一〇五三）年、美濃国茜部莊の「莊司任人等」は、臨時雜役の免除を寺家に訴えるなかで、莊園領主としての東大寺に、一貫した、持続的な経営方針や対策がない原因を、別当に求め、次のように述べている。⁵⁰⁾

称新任之由、專一不被奏公底、亦第二三年者、如走自過

東大寺領水無瀬莊と莊民

矣、亦於任終者、不幾任限之故、不被沙汰而止、

即ち、東大寺別当は、「凡諸大寺并有封寺別当三綱、以四年為秩限」(「延喜式」)という規定に従い、一定年限で、別当・三綱共に交替するのが、原則であるために、莊園経営を持続的に、一貫した方針で行なえぬという点を、適確に指摘しているのである。そしてこのことが、近年寺家の莊々が、あるいは荒廢してしまい、あるいは収公の憂き目にあわねばならない原因なのだと述べている。それだけではない。東大寺別当には、三論・真言や華嚴宗等のいくつかの法脈から、あるいは皇族・貴族等様々の出目のものが、入れ替り立ち替り補任されることもあって、その性格を一層断続的なものにしていく。

では、そのような側面を否定できないにしても、寺院經濟の天喜・康平年間を画期とする轉換を実現し、新たにそれを担っていく莊園領主としての主体は、どのように形づくられていたのであろうか。

〔表Ⅱ〕は、十一・十二世紀における東大寺政所の人的

〔表Ⅱ〕 東大寺三綱表

代	別当	別当就任年月	上座	權上座	寺主	權寺主	都維那	權都維那	典	拠
55	雅慶	長保1・8・9	英鳳		寿能				三九三・四五八九	
56	濟信	寬弘2・12・26								
57	澄心	寬弘4・4・7								
58	清寿	長和3・2・26								
59	深覺	長和5・5・16								
60	朝晴	寬仁4・12・30								
61	觀真	治安3・8・22				念秀			五〇〇	
62	仁海	長元2・6・23								
63	濟慶	長元6・2・20	念秀 祚延	岑喬	興慧	寿好	定秀		五五一・『東大寺別当次第』	
64	深觀	長曆1・12・29	慶範 覺昭	念秀	聖好	延源	慶寿		五七九・五八四・五八九・五九八・六五一・六六〇	
65	尋清	永承4・12・28								
66	有慶	永承6・5・23	慶尚	玄好 聖好	賴暹		淨秀		六九五・七二七・『東』	

75	74	73	72	71	70	69	68	67
寛助	勝覚	永観	経範	慶信	信覚	有慶	延幸	覚源
元永1・4・28	長治1・5・29	康和2・5・21	嘉保2・6・22	承保2・1・14	延久3・2・22	治暦3・2・28	康平2・12・24	天喜3・8・27
範朝 緑秀	慶源	慶珠 慶源		慶秀	慶秀		慶寿	慶寿
禪蓮賢 覚覚快	朝秀	朝秀		慶源		慶聖 秀好	聖好	聖好
林厳 幸慶	賢朝 快信	朝信		朝秀		朝明	慶秀	慶秀
兼弁	林賢 幸快			暹慶 慶源				
隆厳 意慶	兼幸	兼幸		賢慶慶 快増巧				济善快 秀筭勢
円尊	厳慶	厳慶		林賢 尊快				
一七三八・一七四五・一九八六・二〇〇九 二〇三五・『東』	一六二六・一六六六	一四七八・『朝野群載』		一一五五・一一二〇・一三〇〇・一三三二 一三三七	一〇六三		九七二・九九四・『東』	七二七・七五二・七九八・八一〇・九一六

東大寺領水無瀬荘と荘民

81	80	79	78	77	76
頭 惠	寛 遍	寛 暁	寛 信	定 海	勝 覚
永万2・7・5	平治1・3・28	仁平3・3・11	久安3・1・14	大治4・5・21	天治2・7・20
覚 仁	浄 覚 円 巖 仁 尊	覚 円 仁 尊	慶 円 幸 尊	円 賢 尊 快	範 縁
静 寛	静 浄 寛 巖		順 覚 覚 仁	順 林 林 覚 円 幸	朝 秀
永 玄 俊 巖		浄 巖	忠 尊	巖 隆 観 意	林 幸
忠 暹 兼 寛	信 尊	静 寛	勝 浄 賢 巖	浄 勝 順 名 賢 覚	隆 意
俊 寛 巖 範 信 信	信 尊	永 俊	静 寛	教 浄 円 観 巖 尊	円 隆 巖 尊 明 慶
巖 実 信 勝			源 巖	源 静 浄 巖 寛 寛 仁	覚 仁
三四五一・三四六四・三五二九・三五九六 ・三六二五	二九八七・三〇四八・三一〇一・三三五九	二七八三・二七八四・二八九九・二九七三	二六〇四・二六〇九・二六六四・二六九二	二二五六・二四五二・二四五三	一七七二・一八七六・二〇八〇・二〇九六 二二一二・『東』

(備考)

* 同一政所下で改補が行なわれたものも、そのままとりあげている。
** 典拠の数字は『平安遺文』文書番号。

構成の概要である。

先ず、一見して、「延喜式」の規定が、三綱に関する限り適用された形跡はないことが窺えよう。⁽⁵¹⁾ そればかりではなく、確実に前政所の中核的人物を加え、あるいは、殆どを再任して、新政所が構成されていることがわかる。この傾向は、「表Ⅱ」による限り、覚源政所以降、次第に顕著になっていくといえる。このことは、別当如何に拘らず、莊務が継続的に営まれねばならないという必要性に、強く規定されているものと考えられる。鎌倉時代には、「三綱所」は、莊務を専らつかさどるものとされていたが、⁽⁵²⁾ そのような役割の固定化は、この十一・十二世紀の歴史過程の所産であると考えられる。

三綱の重任化の傾向と共に、別当の署判の加えられる文書は、「吉書」的性格が強まり、三綱のみの署名による文書が、実務的な役割を果すようになる。これらの過程は、別当と三綱の間にある本来的な乖離性が、莊園領主として自らを形成することによって、機能的にも、制度的にも顕在化させられることを物語っているように思われる。

東大寺の莊園領主としての主体形成の問題は、権力機構全体を含めて、全面的に分析されなければならない。その意味で「表Ⅱ」に示した人的構成の脈絡は、問題の一端を提示したにすぎない。

さて、今問題とする覚源政所の人的構成は、直接には実兄であり、同じく仁和寺系の深觀政所を継承しているかにも見える。しかし、上座慶寿・権上座聖好・寺主慶秀等は、以降の政所にも参加しており、必ずしも覚源との関係のみ補任されたと考える必要はない。先にみたように、少なくとも平安末期には東大寺内で、覚源政所の業績に、特別の評価が与えられていたと考えられるが、次のような事實は、その評価が具体的には、如何なるものに対してであるかを示唆しているよう。平安末期、莊園領主東大寺を一身に担い、最も戦鬪的にその利害を貫こうとした上座覚仁は、「慶寿之末孫」であると称されていたのである。⁽⁵³⁾ 又、このことは、東大寺三綱の人的連続性を、血縁という觀念で、補強しつつあることをも窺わせる。事実、顯惠政所の寺主玄嚴と都維那嚴信は父子であった。⁽⁵⁴⁾

本稿で特にとりあげようとしている「文書目録」もまた、三綱らによって、「撰進」「返納」が繰り返されるなかで、整理され、まとめられた、時々の文書の保存状況を示すものであることに留意しなければならない。

再び、康平二（一〇五九）年の「進未勘文」（史29）を検討してみよう。

先ず、この文書自体が、正文のまま保元以降も保存されてきたのは、覚源政所が、水無瀬荘経営に画期をもたらした、一つの記録としてであろう。任期を終えるに当たって、この未進への対応は、寛徳年間のそれとは、はっきりと違ったものになっている。かつてのように、諸権門に頼り、それによって請作者を規制するのではなく、独自に、「搜未進作人、可令徴進」きことを命じている。そして実際に、庄預と寺使の責任において、未進代として、絹十二疋を徴収しているし（史33）、また、一部を請負っていた海印寺も、何らかの弁明を余儀なくされたようである。⁵⁵更に、康平二（一〇五九）年分の地子代として、馬一疋を取りあげる（史34）など、強引な徴収が行なわれた。

ここにみられるような未進_{II}追徴という、日常的ともいえる出来事についての文書（史29₁34）が、保存されていくことそれ自体に、この荘園における、一つの転換期が、示されているのではなからうか。即ち、寛徳年間に示された、荘園経営の行き詰りに、打開の方向を見出し、新たな荘園経営が進められはじめたことの、具体的な記録が、この康平年間に集中する文書群であると考えたい。

b 寺役

康平年間以降の保存文書に特徴的なことは、それに続いて、庄田請文（史35）と、田堵等の寺役勤仕請文（史39₁41）が現われることである。特に大治元（一一二六）年を初見として、庄田請作者は、地子弁済ということのみならず、「くし・そうし」（史39）、「瓮供」「畠地副物」（史41）など「みさうのくし」の勤仕を義務づけられている。（史39）には、「もとのこと」□³「請けたてまつるとあり、又、既に天永年間（一一一〇～一一一三年）の「寺役勤仕返抄」（史38）が存在していたから、寺役勤仕は、大治年間以前からのもの

のであるが、康平年間の文書群に続くものとして、保存されてきていることに注目したい。

結論的にいえば、この寺役賦課Ⅱ勤仕という繰返えされる事実を通じて、寛徳年間以来、荘園経営に孕まれた矛盾に、最終的な結着の方向が、見い出されていったものと考えられる。長承年間に集中する文書群（史43～49）が、そのことを具体的に示しているよう。

長承二（一一三三）年、（目録B）が、作成されたが、これは、次の見出しでまとめられた二種類の証文群を、当時庄預所となっていた明法博士中原明兼に、委ねるに際して作成されたものであった。

（証イ）散所雑色寺役勤仕証文

（証ロ）寺領四至内畠欲押取式部大輔証文

（証イ）として、（史38・39・40・41）が、（証ロ）として、（史1・11・16・19）等が委ねられた。⁵⁶この文書注進状（目録B）には、前述したように、袖に、「為沙汰預置大判事庄預

東大寺領水無瀬荘と荘民

所明兼之許了」という追記があるけれども、「沙汰」の具体的な中味は明らかではない。だが、ここに見える「式部大輔」を手がかりに、「沙汰」の中味を、今少し考えてみたい。ここでは、自明のこととして、官職名しか書かれていないのだから、長承二（一一三三）年現在の式部大輔と考えるのが自然であろう。とすれば、この年に、「式部大輔敦光」「式部大輔敦光朝臣」等と見える藤原敦光でなければならぬ。⁵⁷彼は、永久四（一一一六）年に、関白忠実の奉幣の使者として、「春日使大学頭敦光家司」と見えるのはじめとして、以降、忠実・忠通の家司を勤めており、⁵⁸頼長には学問の師でもあった。⁵⁹この当代有数の学者である式部大輔敦光が、摂関家の家司であったことで、はじめて二種類の証文群（証イ）と（証ロ）とを、一連のものとして理解することができる。つまり、（証ロ）は、摂関家司式部大輔敦光に体现された、四至内畠の押領を排除しようとするための証文群であり、（証イ）は、実際上の畠押領Ⅱ寺役勤仕の主体である散所雑色と、東大寺との間の従来の関係を、主張しようとするための証文群である。

敦光は、撰関家家司として、「沙汰」の一方の代理人であったとも考えられるが、散所経営を担当したという、確実な史料を得られぬ今、これ以上の推定は控えたい。⁽⁶⁰⁾

寛徳二(一〇四五)年には、田堵の中に、「或称八幡宮寄人、或号 殿下散所雑色」(史16)として、未進を行ない、「作手」を抛り所に、庄畠沽却を行なおうとする者が現われたことは、先に見たとおりである。このような動向は、東大寺の根本的な対応のないまま、増幅されながら続いたものとみられる。寺領の経営と支配を確保するためには、根本的に結着つけられねばならない問題であった。

先ず、(証ロ)のうち、(史11)は、四至を示すものであり、(史19)は、四至内の畠坪付を示したものである。いずれも、四至内畠の領有の正当性を、法的に証明しようとしたものである。更に、(史16)は、これを歴史的にも証明して、補おうとするものである。

次に、(証イ)は、庄畠請作者である散所雑色と、東大寺との関係を示している。これらは、散所雑色が、東大寺に寺役を勤めてきたという既成の事実を、彼らの寺役勤仕の

請文(史39、41)と、返抄(史38)とによって証明しようとしたものである。

ここに見られる、寛徳段階との明らかな違いは、押領されようとしている庄畠について、東大寺が、領有の正当性の法的根拠として、(史11)で、四至を示すだけにとどまらず、庄畠請作者である散所雑色と、東大寺との関係、それ自体を、明確に主張している点にある。ここでは、請作者||散所雑色は、何よりも、東大寺の寺役を勤めるべき存在として位置づけられている。従って、寛徳年間の撰関家政所下文(史16)そのものは、寺領経営の行き詰りを暴露しているものでありながら、ここでは、「寺領を請作する限りにおいて、寺家の『所勘』に従うべきである」という、散所雑色に対する本所の命令として、その一般的な意味が引き出されているものと考えられる。

このように、この時期の東大寺は、散所雑色という身分を認めた上で、彼らと東大寺との独自の関係を、新たにとりあげはじめたのである。ここに、「寺役」賦課||勤仕という、連年繰返えされる具体的な事実がもつ、一つの重要な

意味がある。

ところで、これらの証文が、庄預所中原明兼に預けられたことは、前に見たとおりである。彼は、第一級の明法家であるばかりでなく、檢非違使としても、白河院の高野行幸に際し、「大和河仮橋」を迅速に修固するなどの手腕をみせている。⁽⁶¹⁾ 当然、山崎など淀川沿岸の檢断などを経験していたであろう。このような経歴は、山崎・水無瀬へのかわりを充分想定させる。しかし、水無瀬庄預所となった時期や経緯について、確実なことは全く不明である。それにしても、当代の第一級の明法家であったことが、「沙汰」を委ねえた条件であろう。又、「庄預所」への登用も、この「沙汰」と密接な関連があると考えられる。⁽⁶²⁾ 彼が、その「沙汰」のために、一時的に、「預所」に登用されたであろうという推定は、水無瀬荘に「預所」が常置された形跡がないことから裏付けられよう。

いずれにしても、この時期、年来の散所雑色対策が、集中して行なわれたことは、確実である。特に、この年に作成された「庄内畠領主注文」(史49)は、この「沙汰」と密

接なかわりをもつものと考えられる。⁽⁶³⁾

このように考えると、その「沙汰」の結着を示す証文が残されていないという問題が残る。しかし、この結着は、なによりも次の(史50)が保存されたことに、充分示されている。

(端裏書)

師静寛沙汰之時

瀨御庄散所雑色光安請文

光安申請東大寺水無瀬御庄田事

合式段小内川成小

右件請文元者、自今年始御寺所役^(働カ)可動仕、且依本作人、

請進状如件、但仍為後日沙汰、請文状詮、以解、

久安二年九月廿九日

紀(花押)

右の文書は、時間的には長承年間の文書群に続くもので

ある。即ち、長承年間を経たこの時期に、散所雑色紀光安は、その庄田請文に寺役勤仕を明記している。また、翌久安三年に「庄役注文」(史51)が作成されていることにも示

されるように、久安年間の文書群(史50~52)は、東大寺が、水無瀬荘において、寛徳年間以来の、荘経営の矛盾に一つの結着をつけたことを物語っている。

降って建保二(一二一四)年五月にまとめられた「東大寺領荘園田数所当等目録」⁽⁶⁴⁾は、確立された荘園体制下での、東大寺領諸荘園の「近年」の状態を示している。ここに記された状態は、諸荘園の安定的な状態として、東大寺が、固定的に把握したものと思われる。水無瀬荘に関しては、次のように記されている。

摂津国

水成瀬庄

田十二町八段六十歩

□□家川成四段 常荒一段

庄例立用三町三段百六十歩

神田二段 井料二段 下司六段 公文二段

徴使二段 例損一町七段百六十歩

定田九町三段百歩

所当官物米卅七石三斗一升二合段別四斗之内駄
實立用石別一斗

畠三町余

所当地子段別一斗正物

これによれば、除田と定田、更には、給免田が具体的に確定されており、一応典型的な支配||収取秩序を整えていることがわかる。この建保目録の美濃国茜部荘の記載部分を見ると、茜部荘の久安三(一一四七)年の検田帳に、完全に一致することから、前掲の水無瀬荘の記載部分にも、久安三年の一通二枚からなる「検田目録」(史52)を転載した可能性が考えられる。(目録D)によれば、水無瀬荘には、延久年間以降の検田帳が残されていたが、鎌倉期の水無瀬荘関係文書の出納には、「一通二枚検田目録久安三年」⁽⁶⁷⁾のよりに、久安三年の検田目録しか現われない。その目録が、一通二枚という体裁からみても、(史52)のそれであることに間違いはないであろう。

建保目録に転載され、更には、鎌倉期に基本的な寺領証文として、出納が行なわれている検田目録が、久安三年に

作成されていることに注目したい。

建保目録に示され、少なくとも鎌倉期を通じ、東大寺による水無瀬荘支配の基本となった状態が、(史50)(史51)に示されたような、寺役賦課体制の確立を前提としていたことに注目したい。

天喜・康平頃を一面期に、莊園領主としての東大寺は、「寺家所勤」⁽⁶⁸⁾に従うべきであるとして、莊園領主権の所在を明確に主張しはじめる。この慣用語の背景に、東大寺の莊園領主としての自己変革と、寺役賦課体制確立への志向性とを読みとることはできないだろうか。

Ⅳ 住人——むすびにかえて——

十世紀末・十一世紀初頭の頃から、「住人」という史料上の表現が認められはじめることは、周知の事実である。そして、十一世紀中葉以降、「住人」あるいは「庄民」を發給主体とする文書形式が成立する。この普遍的な現象については、様々な角度から検討が加えられてきている。その主要なものの一つは、「中世村落」の成立をめぐる、

在地に成立しはじめた、新たな農民的結合体の問題としてであり、一つは、莊園制の形成の問題として、「庄專屬農民」の成立をめぐるものである。それらの問題を、全面的にとりあげて検討することは、別稿を期するとして、ここでは、先に述べた、莊園領主—東大寺による「根本的な対応」とのかかわりで、具体的に考えてみたい。

「住人」・「庄民」という史料上の表現を前提としながらも、それが、文書の發給主体として現われることには、新たな法的主体の成立という、画期的な意味が含まれている。水無瀬荘関係史料に限って言えば、文書の發給主体に、「住人」もしくは「庄民」が現われるのは、「文書目録」に限られている。それも特に、(目録C・D・E)に限られていることが注目される。

例えば、(史39)は、端裏書に「□寺役勤仕之由庄民□□明兼預□□」とあることから、『平安遺文』では、「東大寺領某莊住人等請文案」という表題を採用した文書であるが、この端裏書は、(目録B)段階では成立しているものとは考えられず、保元以降に書き加えられた可能性があ

る。この文書に署名している六名のうち五名は、五年後に作成された(史41)に、「水成瀬御庄田堵等」として署名しているもの八名の姓と一致している。またこの文書は、(目録B)では、「散所雑色寺役勤仕請文」として扱われている。この(目録B)が、既に見たように、散所雑色が寺役を勤めてきた事実を証明しようとして、「沙汰」に持ち出された際のものであったことを考慮すれば、本文書は、厳密に言えば、(史41)と共に、「田堵等解」「田堵等請文」とすべきものである。ところが、(目録E)は、いずれも、「庄民、可勤仕寺役請文案」としている。

(史31)は、(目録E)では、「庄民進未勤文」として整理しているが、この文書が作成された天喜年間に未進を問われていたのは「作人」であった。

(史42)は、(目録E)に「住人条々申文散所雑色有因状也一通三枚」とあり、問題は一層はつきりしている。

これらのことから、少なくとも(目録E)について、次のようなことが言えよう。「田堵」「散所雑色」「作人」という身分的表現は、その時々々の東大寺との具体的な関係を表

現しており、それぞれ、歴史的な背景をもった表現であった。それにも拘らず、ここでは、それぞれの時期の現実的な背景や条件を捨象して、いずれも「住人」「庄民」ととらえていることがわかる。これらのことは、保元以降の荘園体制下での荘園領主||東大寺の認識と主張を示す以外のものではないとしても、それは、歴史的に形成された認識と主張である。次に、具体的に検討するために、その歴史的な背景を、象徴的に示した、東大寺領紀伊国木本荘の例を概観してみよう。⁽⁶⁹⁾

寺内の混乱の中で、康和二(一一〇〇)年五月廿一日、東大寺別当に就任した前律師永観の率いる政所が、直ちに解決を迫られたのは、村上源氏(三河守有政)の押領下にあった末院崇敬寺領木本荘を回復することであった。直接的には、①寺家(崇敬寺)官物・②臨時役(東大寺修造人夫役・縄千万)の徴取を実現することである。そのために、次々に発給された東大寺政所下文の宛所は、次のごとくである。

(下文a) 康和二年七月廿二日……………「木本庄田堵等」

(平一四三一)

(下文b) 康和三年五月廿五日……………「木本庄」(平一四四二)

(下文c) 康和四年四月廿九日……………「下司住人等」

(平一四八二)

(下文d) 康和四年五月廿六日……………「下司住人等」

(平一四八三)

(下文e) 康和四年七月廿一日……………「下司住人等」

(平一四九一)

これらは、同一発給主体によって、同一事態に対して発給されたものである。永観政所成立直後——殆ど最初に携った荘務であろう——の(下文a)の宛所「田堵等」が、康和四(一一〇二)年には、「下司住人等」に定形化されている(下文c、e)。この年は、東大寺政所が、施策のあぐく、庄内在家検注・畠検注の方針を打ち出した(下文d)年であることに注目したい。つまり、村上源氏との人格的なつながりの有無とは違った次元で、即ち、四至内居住者

東大寺領水無瀬荘と荘民

として、臨時役の賦課対象として、「住人」を問題にしはじめたことを、この宛所の変化が示していると考えられるのである。

さて、水無瀬荘においては、寛徳年間に顕在化した、請作者規制という経営上の課題は、彼らの散所雑色という身分関係を成立させる諸活動を問題に出来ないとするれば——事実出来なかったのだが——、それを超えた支配原理を不可欠なものとしていた。出作・入作をなんら規制できない生産力的条件の下にあって、それは、一定領域(四至として法的に明確にされている)内の居住認定||在家検注に基づいた寺役賦課||勤仕という現実的な関係に求められている。厳密に言えば、寺役勤仕という、繰り返えされる現実こそが、東大寺にとって、寺領の「住人」が誰であるかの指標であり、更にそれを、固定的にとらえようとしたものが、在家検注であったといえることができる。このことは、先に述べた意味での「寺家所勤」が志向したものの歴史的な内容を、より具体的なものとして理解することを可能にする。

(九一)

九一

さて、水無瀬莊関係史料のうち、一連の「国司免判」(史4-11)が存在したことは、「表I」に見ることくである。その中で、長承二(一一三三)年の「沙汰」に、特に(史9)が持ち出されたのは、その四至記載に意味があったのであり、それも、作成段階とは違った意味、即ち、ここでは積極的に「寺家所勘」が貫徹されるべき領域として、新たな意味がこめられていると考えねばならない。

これまでは、莊園領主⇨東大寺による「住人」編成の問題を検討してきた。しかし、このことが、単に経営や支配のための政策にとどまらず、「農民」自身の身分的地位に大きな影響を与えていくことは、のちの歴史をみれば明らかなることである。以下、この「住人」編成が、真に社会的な力たりえた根拠を、「農民」自身の問題として概括して、中世農民論への展望をしっかりと見定めておくことにしたい。

十一世紀中葉以降、「農民」の中心的課題の一つが、国役收取からいかにのがれるかということにあったことは、既に明らかにされてきたことである。この際、国衙による

国役免除が、諸権門の領有する領域を単位としたことは重要である。それは、個々の「農民」にとっては、諸権門の領有する領域に属すること、即ち、「居住」することが、国役免除の最も有力な根拠となることを意味した。そして、「居住」は、既に見たように、権門の「所役勤仕」と同義語であった。そのために、国役拒否のための主要な寄人化動向は、一方での国役免除、他方での「公事」負担を通じて、「農民」の領域への帰属に結着する条件を、本来的にもっていたといえる。⁽⁷¹⁾この意味で、著名な黒田莊預所覚仁による「古代の再建」が、新しい寺役の賦課⇨寺役の強化を伴っていた事実は注目される。⁽⁷²⁾

かつて、寛徳年間に象徴的にみられるように、水無瀬莊の経営は、多様な身分のものに担われており、時として持ちあがる問題に対しては、その多様性に応じた個々の対応しか出来なかった。このような「相対的に自由な環境」にあった「農民」の中に、東大寺は、寺役⇨公事を賦課するなかで、これを負担するものか否かという単純な区分を持ち込んだ。そして、「年来作手」(史35)・「本作人」(史50)

に示される地位と権利は、寺役負担との関係で位置づけられることになった。このことは、他方では、「作手」の獲得に基づく、「同心合力」・「村々田堵等」に示される、在地に新しく形成されつつあった社会的秩序を、一定に固定化する契機となったと思われる。即ち、自生的な秩序自体、自らそれを固定化（身分秩序化）する契機を持ちえぬ以上、「勤寺役之住人」であるということに、固定化の契機を求めざるをえない。又、このことによって、はじめて、彼らの地位と権利を東大寺という個別荘園領主に対してのみならず、国衙に対しても、他の荘園領主に対しても、いわば「公的」に主張しうるものにまで高めることができたと言えよう。しかし、この過程は、「寺役」勤仕という事実に基づく「住人」身分の獲得という過程でもあって、「住人」身分秩序の成立にとって「寺家」||荘園領主の存在が不可欠であること示している。

平安期における「住人等解」という文書形式の成立もそのことを示している。「住人等解」は、何よりも先ず、特定の政治的領域への帰属を明確にする必要（国役拒否等）

によって成立している。平安時代で、発給主体が、「住人」であるか、「住人」を含む文書を概観すれば、自明のことだが、その宛所が「本家」「本寺」「寺家」等||荘園領主であることがわかる。そのことは、荘園領主との関係でのみ、自らを他と区別し、自らを「住人」として位置づけていることを示している。⁽⁷³⁾これは、「農民」が、与えられた条件の下で、自らの地位と権利を変え、社会的な矛盾の質を変えるための一つのやり方でもある。中世農民にとって、空間的な領域の有無に拘らず、政治的に、あるいは身分的に、「領域」が厳然として存在し続ける理由は、ここに求められねばならないだろう。このことは、中世農民にとって、「荘園体制」のもつ一つの重要な意味でもある。

註

(1) 以下、「文書目録」は厳密な意味では用いておらず、様々な形式で文書タイトルを記したものを一般をさしている。相田二郎氏『日本の古文書』上七九九頁以降参照。

(2) 特に、水無瀬荘については、天平勝宝八歳の絵図を中心に、交通の要衝を占める荘園として、交通や倉庫の問題が注目

されてきた(例えば西岡虎之助氏「荘園における倉庫の経営と
港湾の発達との関係」『荘園史の研究』上・岸俊男氏執筆『図
説日本文化史大系』3・「社会・経済」の項)が、本稿ではこ
の問題に直接言及していない。非農村的性格が強いために、か
えて荘園制の問題が顕在化する面に注目したい。

(3) 本文中の(目録A~E)は、以下の目録(1)~(5)をさすこと
とする。

(4) 百卷本東大寺文書七(平安遺文二二五六号——以下「平二
一五六」のように略記する)

(5) 東大寺文書四ノ八六(平二二八〇)

(6) 東大寺文書四ノ八六(平二八九八)

(7) 東大寺文書四ノ八六(平三五一八)、なお同四ノ八六(東
大寺図書館所蔵3—11—102)後欠文書により一定の復元・判読
が可能である。

(8) 蜂須賀家所蔵東大寺文書(平三七〇〇)

(9) 以下本文中の(史28)などの表記は、この「表I」に依り
に付した史料番号をさしている。

(10) 『東大寺別当次第』

(11) 守屋孝蔵氏所蔵文書 仁平三年四月九日 東大寺諸荘園文
書目録(平二七八三)

(12) 平二一五七

(13) 内閣文庫所蔵観世音寺古文書 保元二年九月十四日 観世
音寺々領荘園文書目録(平二九〇二)、阿部猛氏『律令国家解

体過程の研究』五八九頁参照。

(14) 裏書に「平治元—九月九月納了(花押)」とある。この花
押は、東京大学史料編纂所架蔵の影写本によれば、『花押かが
み一』に収録された覚仁のそれと酷似する。時間的にも、その
役割からみても覚仁に違いないものと思われる。

(15) 日下の花押を、前註と同じ手続と理由により覚仁と判断し
た。

(16) 『東大寺別当次第』・『玉葉』承安五年二月二十六日条

(17) 『東大寺別当次第』によれば、顕恵は東大寺で後白河上皇
の授戒を行なっている。

(18) 東大寺文書四ノ八八 承安五年四月廿六日 東大寺僧相慶
奉書(平三六八三)

(19) 東大寺文書四ノ八五 承安五年五月日 東大寺荘園文書注
文(平三六九〇)

(20) 東大寺文書四ノ八二 天永二年四月八日 水無瀬庄文書出
納日記(平一七四五)

(21) 東南院文書五ノ一七 久安三年四月十七日 東大寺印蔵文
書目録(平二六〇九)

(22) 東大寺文書四ノ四一 仁平三年六月廿四日 東大寺領撰津
荘文書出納日記(平二七八五)

(23) 東大寺文書四ノ八五 保元二年五月廿八日 東大寺文書返
納目録(平二八八五)

(24) 註(19)と同じ。

(25) 東大寺文書四ノ八六 安元元年八月九日 東大寺三綱文書 預状(平三七〇一)

(26) 保元の莊園整理令については、さしあたり阿部猛氏前掲書 参照のこと。評価については、網野善彦氏「莊園公領制の形成と構造」(『土地制度史』第四章)。

(27) このように、「証文」の保存のされ方から、莊園体制の成立の諸面期、更には莊園体制の性格そのものを考えることができよう。具体的な作業は、稿を改めたい。

(28) 散所雑色については、さしあたり脇田晴子氏『日本中世商業発達史の研究』一七五頁参照。

(29) 東大寺文書四ノ四六 天喜三年十月十六日 東大寺僧善久解(平七三四)によれば、東大寺領摂津国猪名荘「村々田堵等」の地子米対捍に対して、民部卿藤原長家家の「御下文」が要請されている。この場合は同様のケースである。更に同荘では久寿年間にも、同様の「下文」を引き出している(平二八三一・二八三二)。

(30) 左近将曹中臣近友は有名な「(白河)院ノ御隨身」(『続古事談』・『中右記』寛治二年十一月十一日条)でこの時期の日記類に屢々見える。『中右記』はその死にあたり特に「今夜左近将曹中臣近友頓滅、年六十余、故兼武男也、容顔美麗、所能勝他、舍人之中英雄也」(寛治七年十二月十八日条)と記している。なお中原俊章氏「中世隨身の存在形態——隨身家下毛野氏を中心にして——」(ヒストリア六七号)はかかる階層を考

東大寺領水無瀬荘と荘民

える上で参考になった。

(31) 石母田正氏『古代末期政治史序説』四五四頁

(32) 成立期の事情については竹内理三氏『日本上代寺院経済史の研究』一五六頁。

(33) 絵図及び地理的条件については服部昌之氏「淀川右岸地域の条里と水無瀬庄」(大阪市立大学文学部『人文研究』二三ノ八)・長山泰孝氏「水無瀬荘の成立過程とその特質」(時野谷勝教授退官記念会編『日本史論集』所収)

(34) 『東大寺要録』巻第六

(35) 『東大寺統要録』寺領章(鎌倉遺文二一〇七号——以下「鎌二一〇七」のように略記する。)なお東大寺文書四ノ四二 大治三年七月日 東大寺莊園目録(平二一一九)に「水無瀬庄四十町」と見えるのは、条里の上に成立した、四至内総面積を示すものであろう。

(36) 長山氏前掲論文

(37) 石清水文書 保元三年十二月三日 官宣旨(平二九五九)などに「水無瀬御供田并西山」とみえる。

(38) 『康正二年造内裏段銭并国役引付』(『群書類従』雑部)に「参貫六百文 善法寺領摂津国水無瀬荘段銭」とみえる。

(39) 長山氏前掲論文

(40) 石母田正氏「院政期の一特質について」(『古代末期政治史序説』所収)

(41) ここでいう「固定化」「秩序化」の必然性については、

(九五)

九五

Marx, *Das Elend der Philosophie*, Werke Bd. 4, S. 151
『国民文庫版『哲学の貧困』一八二～三頁〕; Engels, *Zur Wohnungsfrage*, Werke Bd. 18, S. 276 (『選集』第十二卷一七三～四頁)

(42) 『僧綱補任』『東大寺別当次第』

(43) 竹内理三氏『寺領莊園の研究』九二頁。この期の全般的な位置づけは坂本賞三氏『日本王朝国家体制論』

(44) 『尼ヶ崎市史』第一卷第三章第三節(戸田芳実氏執筆)

(45) 『岐阜県史』通史編中世三二九～三三〇頁(大山喬平氏執筆)

(46) 同前

(47) 津田信勝氏『平安中期における農民闘争』(日本史研究一二五)・『莊園の世界』(小山靖憲氏執筆部分)

(48) 成算堂所蔵文書 天喜四年壬三月日 東大寺政所下文案(平七九二)・東大寺文書四ノ八二 康平二年十月十七日 越

後国(石井莊地子代送文(平九三五))

(49) 『大和郡山市史』(堀池春峰・秋永政孝両氏執筆)

(50) 東大寺文書四ノ一三 天喜元年七月日 美濃国茜部莊司住人等解案(平七〇二)

(51) 竹内理三氏『延喜式に於ける寺院』(『律令制と貴族政権』II)

(52) 平岡定海氏『東大寺の歴史』八五頁

(53) 内閣文庫所蔵大和国古文書 建仁元年四月日 東大寺三綱

等申状案(鎌二二〇六)。但し、覚仁の「後房」尼真妙が、慶寿の寄進した「新田」に關しての権利主張の中で述べていることである。

(54) 東大寺文書四ノ八八 仁安三年五月廿八日 東大寺寺主玄嚴家地讓状(平三四六四)

(55) 註(11)文書に、「海印寺 一卷一枚 天喜五年地子解文」とみえる。

(56) (証口)は、「寺領四至内畠欲押取式部大輔証文」即ち「寺領四至内の畠を押取らんと欲す式部大輔の証文」と読む。

(証イ)の「散所雑色の寺役勤仕の証文」が散所雑色の寺役勤仕についての証文と解されることとの対比で、押取らんと欲する式部大輔についての証文と理解する。

(57) 例えば『長秋記』長承二年四月二八日・同六月二十七日条。敦光は保安年間に既に「式部大輔」とみえ(『永昌記』、天養元年に出家・逝去する(『本朝世紀』『尊卑分脈』)まで二十余年間その職にあった。学者としての敦光については、河出書房版『日本歴史大辞典』「ふじわらのあつみつ」の項(村井康彦氏執筆)・阿部猛氏「三善清行と藤原敦光——平安後期政治史の断章——」(『日本歴史二四七』)

(58) 『殿曆』永久四年七月二一日条・『中右記』元永元年一月二五日・同二年二月九日条

(59) 橋本義彦氏『藤原頼長』

(60) 脇田晴子氏は家司と散所との關係を推定されている(前掲

書一八四頁)。また『殿曆』康和四年四月三〇日条に「府生敦時ニ仰散所事、泰仲朝臣仰下之、前例也、彼朝臣雑色別当云云」とみえ、家司が雑色別当として散所にかかわっている。

(61) 「高野御幸記」(『群書類従』帝王部)

(62) 中原明兼は大治年間、伊賀国司と東大寺の相論について、東大寺の主張を支持する勘文を提出した人物であることは注意すべきである。(赤松俊秀氏「拙工と荘園」『古代中世社会経済史研究』)

(63) この「庄内畠領主注文」の作成は、名編成に比せられる性格のものだと思われる。ちなみに、ここでいう「領主」の内容については、(史35)を、(目録C)が、特に「領主左近将曹近友請文」と整理している点が示唆的である。

(64) 『東大寺統要録』所収 建保二年五月日 東大寺領諸荘田数所当等注進状(鎌二一〇七)

(65) 茜部荘では久安元・二・三年の三方年の検田目録が存在している(東大寺文書四ノ一二 美濃国茜部荘田数注文 平二六四五)が、久安三年のものが、註(35)の当該記載と完全に一致する。又、丹波国後河荘についても、特に久安三年の田畠検注目録が保存されている。(守屋孝蔵氏所蔵文書 仁平三年四月二九日 東大寺諸荘園文書目録 平二七八三)

(66) 註(7)参照、当該部分は次のように復元できる。

「一卷十八枚新古検田帳等延久以後六通」

なお、「新古」の検田帳が延久以降のものであることから、「延

東大寺領水無瀬荘と荘民

久」の意味が問われねばならぬが、ここでは保留しておきたい。

この「検田帳」は検田取帳と思われ、久安三年に作成された検田目録(史55)とは、記載様式のみならず、寺家にとってもつ機能と役割が区別されねばならない。取帳と目録(丸帳)の様式については『雑筆要集』(『続群書類従』公事部)・『儒林拾要』(同前・雑部)、機能・役割については黒田俊雄氏「鎌倉時代の荘園の勸農と農民層の構成」(『日本中世封建制論』所収)

(67) 東大寺文書四ノ三七 建治三年三月二五日東大寺領荘園文書出納日記

(68) 「所勘」の一般的な語義は、西岡虎之助氏『荘園史の研究 下の一』二四六頁註五・小学館『国語大辞典』

(69) 木本荘については、西岡虎之助氏「東大寺領木本荘」(『荘園史の研究』下ノ一)・中原晴夫氏「紀伊国木本荘と村上源氏」(『日本社会史研究一六』)が詳しい。

(70) 富沢清人「『在家』の身分的品格について——中世農民論の前進のために——」(『歴史学研究四二一』)

(71) この意味で、繰り返えされる国役賦課は、「農民」の領域への帰属を明確化させ、特に、一國平均役賦課は、それを一國規模で整理する結果をもたらしたといえる。

(72) 石母田正氏「中世的世界の形成」一九〇頁

(73) 東大寺・伊賀国衙・平氏三者の抗争の下で一応東大寺への帰属(所当官物と所役の勤仕)を明確化せしめられた「寺領田堵」「御庄寄人」らが、帰属を示すための以下に掲げる請文を

東大寺に提出している。文書形式が「住人解」であることに注目したい。(狩野亨吉氏所蔵文書 平二二二五)

東大寺御領鞆田御庄住人等解 申請進御封米負田所当官物并所役事

在伊賀国阿閉郡柘植川合両郷内

右件負田之所当官物并所役、依有備前守殿御下文、自今以後、無懈怠可勤仕御寺進状、所請申如件、

天承二年壬四月八日 御庄専当藤井在判

田堵等在連判

(一九七五・七・一六)